

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、
会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報(H29.8.10 第 413 号より)

●適正化機関の巡回指導が開始されました

適正化機関による貸切バス事業者の巡回指導が 8 月 9 日から始まりました。

運行管理や車両整備管理等の安全確保に必要な事項について、国の監査に準
じた法令遵守状況の確認・改善指導を行います。原則年に1回の巡回です。

巡回指導の結果、悪質な事業者(運行管理者の選任なし、改善要請の
未実施など)と判断された場合には、運輸局に報告がされ、
国による監査が実施されることとなります。